

2009年 1月30日

「懇話会」・全国学習交流集会講演レジュメ

「今日の共済規制問題と共済の復権」

— 改めて「自主共済」の理解を深めながら —

共済研究会運営委員 相馬 健次

はじめに — 演題について

(1) 今日の共済規制問題

— 共済規制の企みは繰り返し行なわれてきた。今日の共済規制問題の特徴

過去の共済規制問題は、対象が協同組合共済、企ての段階で阻止

今回の共済規制問題は、対象が全ての共済、改正保険業法の成立と適用。「自主共済」のみならず公益法人共済も存続の危機に立たされている。協同組合共済の前途も楽観できない。こうして共済事業は保険業法によって存在を否定されようとしている。

(2) 共済の復権

— これを打破して存在の合法性を獲得すること

1. 保険業法による規制の範囲

(1) 保険業法はどう変わったか 資料①-1

(2) 保険業法改正(06年4月1日施行)の目的と歪められた規制内容

消費者問題を引き起こした共済(「根拠法のない共済」=営利「共済」)の規制であったはずが、「自主共済」をはじめとする「根拠法のない共済」の規制へ

消費者・契約者保護から保険会社の利益保護へ

共済規制の背景 — アメリカの圧力(PTAの「安全互助会」が適用除外されなかった経緯に見る) 資料②

(3) 「特定保険業」とされる「根拠法のない共済」の種類 資料③

営利「共済」(ニセ共済) — 事例を見る 資料④

「自主共済」

地方公務員の「互助会」など

2. 「自主共済」とはなにか

(1) 「懇話会」はなぜ自らの共済を「自主共済」と呼んでいるのか。

(2) 「自主共済」の6つの特徴 資料③

①社会運動組織が母体組織になっていること

保険業法の「定義」改正理由が、共済事業が多様化し、区別が容易ではないという説明を論駁する目的で「根拠法のない共済」の実態を考察。営利「共済」と「自主共済」の存在を確認。区別の基本的なメルクマール

②非営利であること

非営利とは？

利益（利潤）追及を目的としないこと

*生協法第9条（最大奉仕の原則）組合は、その行う事業によって、その組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

*利益（利潤）を分配しない（アメリカ）。

加入資格を母体組織の構成員に限っていること。株式会社の仕組みとの違い

③母体組織の活動の一部であること

母体組織は本来、共済事業を目的に組織されたものではない。

母体組織に対応した特殊な内容 — 母体組織の構成員の必要性に則した共済内容

④自治的民主的運営

公的権力や外部団体に支配されず自分たちの意思によって運営している。

一人一票を原則にしながら、直接的にあるいは代表を通じて組織を統治している。

⑤財政的自立

補助金に頼らない — 相互扶助の理念。④との関係 — 補助金と天下りなど

⑥公的保障に対する補完

「自主共済」創設の契機・目的 — 歴史を振り返ってみれば

(3) 営利「共済」（保険業）と「自主共済」は区別できる

— 「保険業」の「定義」変更の理屈のウソ

区別することが容易ではないとする金融庁の主張 資料⑤

3. 多様な共済と共済規制問題

(1) 「共済」にはさまざまな種類がある。 資料①-2

(2) 社会運動組織を母体とする共済

— 協同組合共済、労働組合共済、「自主共済」

(3) 協同組合共済の法規制

— 各種協同組合法改正を通じ保険会社に準じた規制

どんな規制か — 兼業禁止、最低出資総額の規制、共済募集人規制、共済計理人の選任、準備金積立規定の強化、経営の健全性判断基準（ソルベンシーマージン比率）の設定と早期是正措置、その他

(4) 労働組合共済の法規制

— 労働組合法の規定と保険業法適用除外の指定

労働組合共済とはなにか — 4つのタイプ

①組合が組合員全員を対象にして行う慶弔見舞金的な共済、②組合が地域横断的に協同して地域生協をつくらせる共済（全労済）、③全国規模の組合が職域生協をつくらせる共済（「労働組合共済生協」ともいう。全労済に加盟）、④全国規模の組合が共済会など任意団体をつくらせる共済（労働共済連に加盟）

保険業法の適用除外 — 業法2条1項2号ハ

労働組合法の規定 — 第9条（基金の流用）労働組合は、共済事業その他福利事業の

ために特設した基金を他の目的のために流用使用とするときは、総会の議決を経なければならない。

(5) 公益法人共済の法規制

— 保険業法による暫定措置と新制度下の規制

公益法人（社団法人、財団法人）共済は多様であり数も多い。

『平成20年版公益法人白書』の性格別法人数（定款・寄付行為の目的の規定基準）の項では「互助・共済団体等」が3,760 団体、事業種類別法人数（実態調査結果）の項では「共済」 990団体

どんなものがあるか — 事例

「自主共済」（子ども会の「安全会」、自閉症協会の共済、PTA連合会の「安全互助会」の一部）、地方自治体が助成する「互助会」（「職員互助会」「教職員互助会」「地域勤労者互助会」）、医師会・歯科医師会、その他

保険業法の規定 — 付則第5条（公益法人等に関する経過措置）1項に、この法律の施行の際現に特定保険業（共済事業）を行っている公益法人は、当分の間、引き続き特定保険業を行うことができる旨規定

新制度下の規制 — 公益法人改革実施（09年12月 1日）に伴う新法人への移行登記（移行期間：09年12月 1日～13年11月30日）と同時に、保険業法の規制対象になる。 資料⑥

(6) 2011年保険業法見直しに含まれる危険性

協同組合共済、労働組合共済に対する規制強化の可能性

4. 運動の進め方についての問題提起

これまでの運動成果を基礎に「適用除外」の実現を目指すこと

保険業法2条2号に「自主共済」を追加すること

「保険業」についての定義を旧法に戻す保険業法改正を要求すること

保険業法は適用範囲よりも適用除外範囲が広い異常な構造をもっており、全ての共済規制の根源である。

「共済法」について留意すること

法認には規制が伴うこと。どんな共済を対象とし、どんな規制なら容認するのかなど十分な研究が必要

おわりに

「共済の復権」のために、協同組合共済、公益法人共済とも共同して前進しよう。